

大田区建築物の高さの最高限度を定める高度地区指定に係る有識者委員会
(絶対高さ) (第5回)

次第

日時：平成26年7月2日(水)

場所：消費者生活センター大集会室

1. 建築物の絶対高さ制限について(資料1)

2. 絶対高さ制限における特例措置について(資料2)

3. その他

■配布資料

資料1：建築物の絶対高さ制限について

資料2：絶対高さ制限における特例措置について

参考資料：1)第4回有識者委員会 主な意見

2)建築物の高さのルールに関する基本的な方針(平成26年2月20日決定)